

資料1-2(訪問系・相談支援系)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

令和3年報酬改定に伴う減算報酬及び令和2年度千葉市における請求審査の状況について（居宅系・相談系）

1. 令和3年報酬改定に伴う減算報酬（居宅系のみ掲載。相談系該当なし）

令和3年1月25日付事務連絡「令和3年4月以降の障害者自立支援給付支払システム等におけるマイナスコードの創設について（事前周知）」にて、サービスコードの増加を抑止することを目的として、令和3年度報酬改定時に、マイナスの単位数を持つ減算単独のサービスコードを創設予定であることが周知された。現時点で予定している減算は、以下のとおりとすることとされている。

減算報酬	対象サービス
同一建物減算	居宅介護
身体拘束廃止未実施減算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 【令和5年4月サービス提供分から適用】

※令和3年5月審査以降に令和3年3月サービス以前の月遅れ請求を行う場合は、現行どおり合成単位数として基本報酬に組み込まれたサービスコードを使用して請求する。

2. 令和2年度千葉市における請求審査の状況について

令和元年11月より国保連における請求審査が順次強化され、受付審査・資格審査・支給量審査を実施し、千葉市では国保連で受理した請求内容の確認を毎月20日から25日頃に実施している。千葉市での審査において確認ができた主な請求誤りは以下のとおりである。

	エラーコード	事由	対処
居宅介護	PP05	請求明細書のサービス提供量の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えており、かつサービス提供量が「契約支給量」を超えています	受給者台帳の「決定支給量」の範囲内か否かを審査。 複数事業所を利用している場合、事業所間で実績確認を依頼。ただし、重度訪問介護で新任従業員の同行支援をしている場合は、その時間数を引いた時間数が決定支給量を超過していないか確認。
	PP15	明細書のサービスに該当する実績記録票がありません	国保連からの情報で実績記録票の有無を確認し、ない場合返戻。
	PQ02,PQ04,PQ07,PQ11,PP99 他	サービス提供時間の重複	請求内容を確認し、疑義内容を照会のうえ、返戻。実績から請求への転記ミスが原因と思われる。
	PP09	総費用額が上限管理結果票と明細書で不一致	上限額管理をしている事業所が提出して他事業所総費用額と、実際に他事業所が請求した総費用額が異なっている場合、返戻。
計画相談、障害児相談	EH02,EH03	モニタリング日の年月に一致する受給者台帳の「モニタリング対象月」が無しのため継続サービス利用支援費（継続障害児支援利用援助費）は算定できません。	モニタリング対象月及び翌月は、算定を認めている。それ以外は返戻。 ※受給者証のモニタリング月を必ず確認してください。